

ID: 212

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	登録の取消し又は停止		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第20条第1項		
<b>例規番号</b>	令和2年上下水道規程第5号		
<b>【基準】</b>			
第20条の規定による。 (登録の取消し又は停止)			
第20条 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し(以下「登録取消」という。)、又は一定期間登録の効力を停止(以下「登録停止」という。)することができる。			
(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。			
(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不相当と認めたとき。			
2 町長は、前項の規定による登録取消又は登録停止をするときは、様式第15号による排水設備等工事責任者登録取消等通知書により通知し、その者から登録証を返納させるものとする。			
3 前2項の規定による登録取消又は登録停止により、指定工事店が損害を生じることがあっても町は、その責めを負わない。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日